

## 市道証明及び道路幅員証明に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市道及び道路幅員証明の交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で取り扱う道路は、宇佐市道の認定及び準市道の費用負担に関する条例(平成17年条例第211号)第4条で認定する市道とする。

(証明の交付)

第3条 申請者は、証明の交付を求めるときは、市道証明願(様式第1号)及び道路幅員証明願(様式第2号)に次に掲げる必要書類を添えて市長へ提出するものとする。この場合において、位置図及び公図には、証明を求める位置に色塗りをするものとする。

(1) 市道証明願に添付する書類

- ① 土地(地番を有するもの)が市道敷内である証明を求める場合(様式第1号の1)
  - ア 位置図
  - イ 公図
- ② 土地が市道と接している証明を求める場合(様式第1号の2)
  - ア 位置図
  - イ 公図
- ③ その他位置図のみで証明する場合(様式第1号の3)
  - ア 位置図

(2) 道路幅員証明願に添付する書類

- ア 位置図
- イ 公図
- ウ 現況写真

(手数料)

第4条 市道及び道路幅員証明にかかる手数料は、宇佐市手数料条例(平成17年宇佐市条例第82号)の規定によるものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年6月1日から施行する。

(市道証明及び道路幅員証明に関する事務取扱要領)

2 市道証明及び道路幅員証明に関する事務取扱要領(平成29年3月10日土木第0310006号)は、廃止する。